

住宅改修費について

介護保険サービスにおける住宅改修とは、要介護認定者が、転倒を防いだり自立しやすい生活環境を整えるための小規模な工事をいいます。

現在の住まいを安全で暮らしやすいものにするために、住宅改修にかかる費用の支給を次のとおり行っています。



対象工事	手すりの取り付け
	段差の解消
	すべりの防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
	引き戸等への扉の取替え
	洋式便器等への便器の取替え
	その他、上記各工事に付帯して必要な工事
	※屋外部分の工事についても対象となります。
対象者	介護保険要介護認定者 ※要支援1・2、要介護1～5と認定された方
支給金額	支給限度額20万円（限度額を超えなければ複数回申請可） ※限度額のうち、1割、2割又は3割分については自己負担となります。
支払方法	償還払いと受領委任払いの二種類の納付方法があります。
	償還払い 住宅改修費用の全額を利用者から施工業者に支払い、その後の申請により保険給付額分（9割、8割又は7割分）を半田市から支給を受ける方法です。
	受領委任払い 住宅改修費用の1割、2割又は3割分を施工業者に支払い、残りの分について、半田市から受領に関する委任を受けた施工業者に直接支払う方法です。

住宅改修申請（着工許可）前に、工事をした場合は、支給対象となりませんので、工事前に必ずご相談ください。

○手続きの流れ○

